

[各論I] 2012年度小粒税制改正・長期に亘る復興増税及び消費増税先行「抜本」先送り税制改革案

片桐 正俊

中央大学経済学部教授

2012年度税制改正は小粒なものに留まり、消費増税先行「抜本」先送りの税制改革が、社会保障と税の一体改革として民主党政権より提案されている。その他に、2011年11月には復興財源確保法が成立していて、2012年度から復興増税が実施されていく。これらの税制改正により2012年から国民の税負担は図1のように変わることになる。

このように、2012年度以降税負担が重層的になってくるので、以下では2012年度改正だけでなく、復興増税や政府の言う「抜本」的税制改革案を含めて、包括的に検討することとする。

I 2012年度小粒税制改正

1. 2012年度税制改正の特徴

第1に、2012年度税制改正は増・減税ともに小粒の改正となった。これは、消費増税を伴う税制の抜本改革を社会保障と税の一体改革の中で行おうとしたためである。

第2に、減税改正は自動車、住宅、企業向けを中心であるが、明確な成長戦略に裏付けられた政策ではなく、既存の減税の延長のようなものが多い。

第3に、増税改正は2011年度税制改正法案に盛り込まれながら成立しなかったものが中心で、給与所得控除の頭打ち措置、地球温暖化対策税（環境税）の新設、役員退職金優遇税制廃止等が再び盛り込まれている。

第4に、財務省の発表によると、2012年度税制改正の税収効果は、2012年では177億円の増税に留まるが、完全実施後の2016年度には3030億円になる。つまり、2012年度税制改正は小粒ながらも結果的には増税改正となる。

以下主な改正点について紹介とコメントを行う。

2. 個人所得税の改正

所得税は、932億円の増税となるが、それは、主に次の2つの改正によるところが大である。1つは、給与収入が1500万円を超える場合の給与所得控除額については、245万円の上限を設ける。もう1つは、勤続5年以下の役員等の役員退職手当について、退職所得控除額を控除した残高の2分の1を課税対象とする措置を廃止する。

いずれも、高所得層に負担増を求めるものであるが、所得格差が拡大している中で所得税の再分配機能を回復する必要があり、首肯できる措置である。一部メディアは、こうした高所得層に税負担を求めるやり方は、公平性を欠くだけでなく、労働意欲や経済活力を失わせる逆効果が懸念されるというが、上記のような高所得者に対する給与所得控除や退職金の優遇税制を存続させることができ、労働意欲や経済活力の向上に果たして貢献できるのか甚だ疑問であり、むしろ税の公平性を損なっているのではないか。

2012年度所得税改正には、いま1つ重要なものとして特定支出控除の改正が含まれている。これも

図1 これからの税負担はこうかわる



(出所)『日本経済新聞』2011年12月25日朝刊。

2011年度改正では未成立で再度2012年度改正に盛り込まれたものである。特定支出控除改正では、適用基準を給与所得控除額の2分の1(現行:総額)に緩め、必要経費の範囲も資格(弁護士、公認会計士、税理士等)取得費、勤務必要経費(職務関連の図書、衣服、交際、団体等費用)まで拡大し、給与所得者の実額控除の機会を拡大する。

租税特別措置としては、省エネ認定住宅(仮称)を取得した際の住宅ローン減税の創設が注目に値する。この制度は2012年末までに省エネ認定住宅を新築した場合、10年間で最大400万円を所得税額から控除する。省エネ住宅は新築住宅全体の4割程度なので、税制優遇で住宅の省エネ化を進め、同時に住宅投資の活性化を図ることを狙いとしている。

3. 資産課税の改正

まず、住宅用地の固定資産税の特例の廃止につい

て述べる。住宅用地の固定資産税は、原則、地価の6分の1の課税標準額に1.4%の税率をかけて税額が算出される。課税標準額には、地価急上昇の際に急激な負担増とならないように負担調整する特例措置が設けられている。この特例措置は課税標準額の上限を本来の80%に抑えるものである。改正ではこの特例措置について、2012年度と13年度に上限を90%に引き上げ、14年度に全廃する。すなわち課税標準額を本来の原則に戻す。その理由は、地価が急上昇するような状況ではなくなったのと、同じ地価でも地価の上昇ペースの違いによって、支払い税額に差が生じ不公平との批判が出てきたからである。

次に、贈与税非課税の延長・拡充について述べる。住宅を買う際に親や祖父母から資金援助を受けた場合、現行の贈与税は基礎控除110万円に加えて、贈与1000万円まで非課税となっているが、この非課税措置が2011年末に期限切れになつたため、

2014年まで3年間延長する。こうした贈与税非課税の特例制度は、生前贈与を促し、若年世代の住宅取得を促進し、同時に経済の活性化を図ることを狙いとしている。

ただし、2012年の贈与税の基礎控除以外の非課税枠は、省エネルギー性・耐久性を備えた良質な住宅用家屋の場合、2012年1500万円、13年1200万円、14年1000万円と減らされるが、12年と13年は優遇される。こうした良質な住宅用家屋以外の場合、2012年1000万円、13年700万円、14年500万円と減らされていく。

相続税の改正として、連帯納付義務に緩和措置を講じることが挙げられている。相続税の連帯納付義務については、相続後長期間が経過した後に履行を求められるケースがあるとの批判があるので、それを防止するために取られた措置である。

その他の資産課税に関わる改正として、国外財産の調書提出制度の導入を挙げることができる。近年、国外財産に係る所得や相続財産の申告漏れが増えているので、国外に5000万円超の預金や不動産を持つ人に調書の提出を義務づける。

4. 法人課税の改正

歴史的な水準の円高に対処し、産業空洞化を防止し、国内雇用を維持していくことが急務との認識から、また新成長戦略の実現に向け、成長力を強化し、震災からの復興と日本の再生につなげていくことが必要との認識から、幾つかの法人課税の改正を行っているが、ほとんどはこれまでの減税措置の拡充・延長に留まっており、掛け声程の大きな成果は期待できないのではないか。具体的には次のようなものがある。

①試験研究費関連税額控除の延長

試験研究費の増加額に係る税額控除または平均売上金額の10%を超える試験研究費に係る税額控除を選択できる制度の適用期限を2年間延長する。

②中小企業投資促進税制の拡充・延長

対象資産に製品の品質管理の向上に資する試験機器等を追加するとともに、デジタル複合機の範囲の

見直しを行った上、その適用期限を2年延長する。

③環境関連投資促進税制の拡充

再生可能エネルギーへの関心の高まりに加えて、2012年度の1年間に一定規模を上回る太陽光発電設備及び風力発電設備を導入する電気事業者に対し、初年度に取得額の全額を償却できるようとする。これまで、初年度に上乗せして償却できるのは取得額の30%であった。

5. 自動車関連税制の改正

2012年度税制改正では、自動車取得税と自動車重量税が協議の焦点となった。円高に苦しむ自動車業界が両税の廃止を求める、民主党税制調査会が両税を廃止すれば景気回復や雇用の維持につながるとして税制改正の重点要望に掲げたが、両税を廃止すれば約9000億円の税収減になるため財務省と総務省が反対し、改正協議は難航した。結局、自動車重量税の本来の税率に上乗せされている約3000億円のうち、1500億円について軽減することになった。

その他、この自動車二税関連の改正内容は、①2012年3月末廃止のエコカー減税を3年間延長する、②特に環境性能に優れた自動車について重量税軽減措置を拡充する、③2011年度第4次補正予算で3000億円規模のエコカー補助金を復活する、④重量税、自動車取得税は消費税引上げ時に廃止も含めて見直しを行う、というものである。重量税上乗せ分が半分に軽減されれば、重量1.5トンの自動車の場合、現行4万5000円の負担のうち、1万円程度が減税されることになる。

6. 地球温暖化対策税（環境税）の創設

2011年度税制改革法案において地球温暖化対策税（環境税）の創設が企図されながら、未成立に終わるため、2012年度税制改正で再度その導入が盛り込まれた。具体的には、石油石炭税に「地球温暖化対策のための課税の特例」を設け、CO₂排出量に応じた税率を上乗せする。上乗せる税率は、原油及び石油製品については1キロリットル当たり760

円、ガス状炭化水素は1トン当たり780円、石炭は1トン当たり670円とする。

7. 復興支援税制

復興支援税制としては次のようなものがある。

①復興特区の新設企業を5年間無税とする。

②原子力災害からの福島の復興を支援するため、避難解除区域の事業者が被災者を雇った場合、支払った給与額の20%を法人税などから控除できる。福島以外の被災地を含めた復興特区でも同じ制度が導入されているが、法人税から控除できるのは給与額の10%までである。

③原子力災害からの福島の復興を支援するため、避難解除区域において機械等を取得した場合、1年で全額を費用化して控除できるようにする。この優遇制度は福島以外の復興特区にも認められているが期限が2014年3月末までなのに対し、福島で避難対象となった地域は避難解除から5年間まで認められる。

II 長期に亘る復興増税

1. 震災復興財政の枠組み

東日本大震災からの復興財源について、2011年6月20日成立の復興基本法で、復興資金の確保に「復興債」を発行することが謳われている。6月25日の復興構想会議の「復興への提言」の答申では、復興の財源を確保するため「基幹税」を中心に臨時増税を検討すべきだと述べられている。だが、震災復興の事業規模と財源確保の方法について具体的に述べたのは、7月29日に出された「復興の基本方針」が初めてである。

「復興の基本方針」に述べられた復興事業の規模と財源確保に関する要点は次の通りである。

①事業規模

2020年末までの10年間の復旧・復興対策の規模（国と地方）は少なくとも23兆円程度であるが、2015年末までの5年間を「集中復興期間」とし、そ

の事業規模は少なくとも19兆円程度である。

②財源確保に係る基本的考え方

復旧・復興のための財源については、次の世代に負担を先送りすることなく、今を生きる世代全体で連帶し、負担を分かち合うことを基本とする。

③「集中復興期間」中の財源確保の方法

2011年度第1次補正予算及び第2次補正予算における財源に加え、歳出の削減、国有財産売却の他、特別会計、公務員人件費等の見直しや更なる税外収入の確保及び限的な税制措置により13兆円程度を確保する。税制措置は基幹税等を多角的に検討する。

④復旧・復興事業に充てる財源確保の道筋とその使途の明確化

一時的なつなぎとして発行する復興債については、その発行のあり方について十分検討するとともに、従来の国債とは区分して管理する。その償還期間は、集中復興期間及び復興期間を踏まえ、今後検討する。

限的な税制措置は償還期間中に行い、その税収は全て復興債の償還を含む復旧・復興費用に充て、他の経費には充てないことを明確化するため、他の歳入とは区分して管理する。

⑤地方の復興財源の確保

地方負担分について地方交付税の加算を行う等により確実に地方の復興財源の手当てを行う。

2. 第3次補正予算と財源確保法の成立

これまでに、約4兆円の第1次補正予算が5月2日に、約2兆円の第2次補正予算が7月25日に、そして約12.1兆円の第3次補正予算が11月21日に成立している。第1次補正・第2次補正とも全額震災復興予算であるが、第3次補正約12.1兆円のうち約9.2兆円が震災復興予算である。それは10月7日に閣議決定された「平成23年度第3次補正予算及び復興財源の基本的方針」に則っている。また2012年度予算においても約3.3兆円の震災復興予算が東日本震災特別会計（仮称）に計上されている。これらを合わせると、震災復興予算は約18.5兆円に

表1 所得税は年間これだけ増える

給与収入	夫婦と子2人	夫婦と子1人	独身
300万円	200円	900円	1300円
400万円	900円	1600円	2000円
500万円	1600円	2600円	3400円
600万円	2700円	4000円	4800円
700万円	4300円	6300円	7900円
800万円	7000円	9700円	1万1300円
900万円	1万400円	1万3000円	1万4600円
1000万円	1万4000円	1万6600円	1万8200円
1500万円	3万7200円	4万1500円	4万4200円
2000万円	7万100円	7万4500円	7万7100円
2500万円	10万5300円	11万500円	11万3700円

(注) 政府税制調査会の提出資料から。子1人の場合は16歳未満、2人なら16歳未満と19～22歳など、一定の条件を置いた試算で、実際の負担額は世帯によって異なる。

(出所)『朝日新聞』2011年12月1日朝刊。

もなる。2011～15年度の5年間の復興費19兆円のほとんどを2年間の震災復興予算で使い切ることになる。

他方復興費19兆円のうち、第1次補正予算歳出約4兆円は、既定経費の減額と税外収入で賄い、また第2次補正予算歳出2兆円は前年度剩余金で賄っている。したがって政府は残り13兆円分の復興費財源が必要であった。それに加えて第1次補正で流用した年金財源2.5兆円の穴埋め分も必要であった。つまり政府は合わせて15.5兆円の財源を確保する必要があった。そして、これを目的とする復興財源確保法が11月30日に成立した。

復興財源確保法では、10.5兆円を臨時増税で、5兆円を税外収入で賄うことになった。臨時増税は次のように行うことになった。2013年1月から所得税額の2.1%上乗せを25年間行う。また、2014年6月から住民税均等割の年1000円上乗せを10年間行う。さらに、2012年4月から法人実効税率5%引き下げを3年間凍結した上で、法人税額を10%3年間上乗せする。

所得税の負担増は、表1に示されるように、世帯構成と給与収入水準によって相当異なる。

3. 震災復興財政の問題点

(1)震災復興財政の枠組みについての問題

①復興費10年間23兆円の見込みは甘いのではないか。東北3県から出ている10年間の復興費見通しでは30兆円になる。また23兆円の見込みには原子力損害賠償法、原子力損害賠償支援機構法に基づき事業者（東電）が負担すべき経費は含まれていないが、事業者（東電）に支払い能力がない場合、国の負担になるのではないか。既に2年間で震災予算が18.5兆円にもなっており、早くも見通しの甘さが露呈しているのではないか。

②国債（復興債）11兆5500億円の25年償還期限は、課税平準化理論に合うかも知れないが、結果的に復興の基本方針の「現世代全体で連帶し、負担を分かち合う」という考えが崩れ、次の世代にも負担を求めることになったのではないか。

③復興事業費の中には公共事業費が相当含まれている。建設国債（償還60年）の発想からすれば、その部分のうち真に有用な固定資本を形成するものに限れば償還期限を長くして、次の世代にも負担を求めてよいのではないか。

(2)復興財源問題

①10年間の復興費が23兆円程度だとしても、予定されている所得税、法人税、個人住民税の復興増税で復興債償還費を賄うことができないのではないか。

政府が想定している当初5年間の復興費は19兆円である。先述の通り、第1次補正と第2次補正を合わせた6兆円は税外収入によって賄われるので、残る13兆円の復興費の財源を確保せねばならない。復興財源確保法は、このうち10.5兆円を臨時増税で、2.5兆円を税外収入で賄うという。臨時増税10.5兆円は、25年間の所得税額の2.1%上乗せにより7.5兆円、10年間の住民税均等割1000円上乗せにより6兆円、3年間の法人税減税の凍結により2.4兆円を調達することとなっている。では、復興期間10年間のうち後半5年間の復興費4兆円分の財源については、臨時増税する必要がないのだろうか。また、予定している税外収入2.5兆円が調達できなかつた場合、不足分は臨時増税するのだろうか。

②所得税の増税期間が当初10年計画であったが、最終的に25年となり、また当初検討された国・地方のたばこ1本2円の増税を取りやめた分を所得税・住民税に置き換えた結果、世代間の所得税・住民税の負担がかなり異なるものになってしまったが、復興の基本方針で示された「現世代全体の連帶と負担の分ち合い」という理念と違つたことになつたのではないか。

③果して所得税の増税期間は25年で終るのだろうか。復興期間後半5年間の復興費4兆円の財源や復興期間前5年間の復興財源として予定している税外収入が確保できなかつた場合の不足分について、追加の臨時増税が必要になるとすれば、所得税額の2.1%上乗せをもつと引き上げるか、急激な負担増を避けようとすれば増税期間25年をもつと延長する必要が出てくるのではないか。そうなると、所得税増税は恒久化される。

④法人税について実効税率を5%下げた上で2.4%の付加税を加算するのは、グローバル化に対応

した企業の競争力強化の方向を示しつつも、当面東北の復興と日本の再生に企業も協力するという一種のバランス論に基づくものであるが、やむを得ないのであろう。課税ベースの拡大と合わせ、3年間はほぼ税収中立を維持するというものなので、課税ベースを侵食する既得権化した優遇税制を既定方針通り無くさなければならない。

III 消費増税先行「抜本」先送り税制改革案

1. 社会保障と税の一体改革の困難

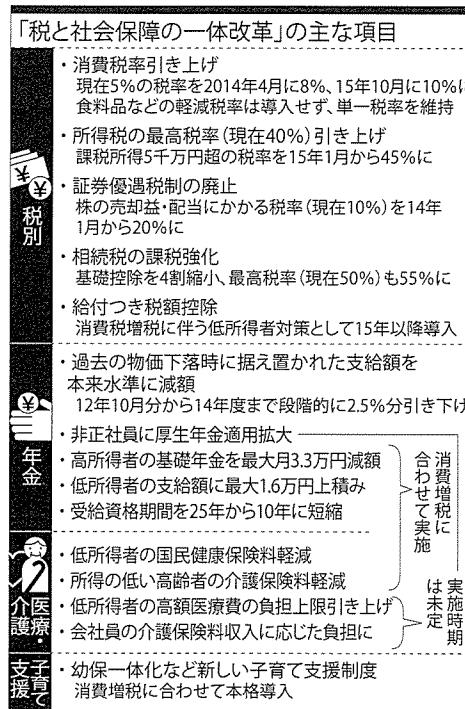
民主党政権は2012年1月6日に、消費税率の引上げを柱とする「社会保障と税の一体改革素案」を正式に決定した。今回の社会保障・税一体改革は、社会保障の機能強化・機能維持のための安定財源確保と財政健全化の同時達成を目指すものである。改革の骨子は図2の通りであるが、柱は消費税の引上げである。ただ、消費税だけでなく所得税や相続税を含めた、政府のいう「抜本的税制改革」が提案されているので、それらについては2.のところで検討するとして、ここでは社会保障と税の一体改革の趣旨には同意しつつも、懸念される問題点について述べることとする。

①社会保障と税の一体改革と言っても、今回の素案では社会保障制度の将来像として、例えば新年金制度（所得比例年金と最低保障年金の組み合わせ）や新後期高齢者医療制度の財源調達や制度設計の内容が見えてこない。

②消費税率引上げの素案に盛り込まれた条件、すなわち〈1〉与野党協議を踏まえ、法案化を行う、〈2〉増税に当たっては成長率、物価動向などの経済指標を確認。引上げ停止の措置を法案に盛り込む、〈3〉増税までに国会議員定数削減や国家公務員給与の削減法案の成立を期す、といった条件が障害となつて消費増税が政治的に困難になる可能性がある。

③社会保障の安定財源確保と財政健全化の同時達成は相当困難である。政府は2010年6月に決定した財政運営戦略で基礎的財政収支の赤字水準を2015年度に10年度比で半減し、2020年度に黒字

図2 「税と社会保障の一体改革」の主な項目



(出所)『朝日新聞』2012年1月7日朝刊。

化する目標を設定しているが、民主党が2009年の衆院選で4年間の任期中は消費税を引き上げないと公約したことに配慮して、消費税率10%への引上げ時期を当初予定の2015年4月から10月に半年遅らせたことで、15年度の消費税収入が2兆円余り減る見通しとなり、基礎的財政赤字の半減という目標は非常に困難となっている。さらに2020年に基礎的財政収支を完全に黒字化するためには、2020年までに消費税率を15%～17%程度まで引き上げなければならないと言われており、財政再建への道は極めて厳しいと言わざるをえない。

④「社会保障と税の一体改革素案」は、消費増税を当て込んだ給付の充実が目立つが、反面給付を受ける者の「痛み」を伴う改革は先送りしている。2011年6月に決めた「社会保障と税の一体改革成案」では、外来患者に1回100円の追加負担を求める「受診時定額負担」や1割に据え置かれた70～74歳の窓口負担を法律上の2割にすることが盛り込まれていたが、早期実施が見送られてしまっている。

⑤図2に示された「社会保障と税の一体改革」の年金、医療、介護、子育ての分野の重点項目の中で、消費増税に合わせて実施する事項でも、制度設計の詳細が決まっておらず、詰める必要のある部分が多くある。

2. 消費増税先行「抜本」改革先送り税制改革

政府が一体改革素案第2部で「税制抜本改革」との見出しで提案しているものの中身は、消費増税先行「抜本」先送り税制改革と言わざるをえない。以下、主要税について改正内容の紹介とコメントを行う。

(1)消費税率の引上げと問題点

①消費税率（国・地方）は2014年4月1日から8%、2015年10月1日から10%へと段階的に引き上げられるが、税率構造は単一税率を維持する。激変を緩和するために、税率引上げを2段階で行うのと、税の効率性の点から単一税率を維持するのはよいとして、10%という数値がどこから割り出された数値なのか分らない。2010年の参院選で自民党が消

費税率10%への引き上げを提案していたので、国会で法案を通すためにそれを丸のみしただけなのか、それとももっと客観的な根拠があるのだろうか。

第23回税制調査会議事録で五十嵐財務副大臣が、社会保障改革の必要量が13.5兆円でこれが消費税率5%に相当するので、5%引き上げるという趣旨の発言をしているが、社会保障改革の必要量の積算根拠が大雑把すぎるのでないか。すなわち、必要量13.5兆円は、制度改革に伴う増2.7兆円、高齢化等に伴う増2.9兆円、年金2分の1対応2.8兆円、機能維持2.8兆円、消費税引上げに伴う社会保障支出等の増2.3兆円の合計である。しかし、これらの内容についてもっと説明すべきではないか。また、これらの必要量が今後どう変わるのである程度中長期の見通しも示すべきではないか。

②税率引上げによる消費税収の使い道を、現在の高齢者3経費（基礎年金、老人医療、介護）から、社会保障4経費（年金、医療、介護、子育て）に拡大し、消費税収増分を全て社会保障財源化するのはよいとして、消費税だけを社会保障のための目的税にしてしまうのは、ノンアフェクションの原則（特定の歳入を特定の歳出に充ててはならないという原則）に反することであり避けなければならない。

また、①で述べた社会保障改革の必要量の積算根拠となつた事項毎に消費税率5%引上げによる増収分の使途を決めるとすれば、制度改革に伴う増2.7兆円（1%分）だけが医療、介護、年金、子育ての充実のための財源となり、それ以外の4%は現行制度の維持のための財源ということになる。この配分でよいのだろうか。

③消費税率が8%及び10%に引き上げられた時の世帯収入毎にどのくらいの負担増になるのか。それを示したのが表2である。所得の低い世帯ほど負担は相対的に重くなる。この消費税の逆進性対策としては、軽減税率を導入せずに、給付付き税額控除で対応すると素案は言うが、ではどの所得階層から下を低所得階層と認定して給付付き税額控除を認めるのか、その線引きが困難である。また、給付付

き税額控除は所得税で行うのだから、公正に行うには所得の正確な把握が必要である。そのためには、2015年に導入することが決められている共通番号制度の利用が不可欠である。ただし、共通番号制度の導入に際してはプライバシーの侵害が生じないように十分配慮した制度設計をしなければならない。平均所得以下の世帯の食料品にかかる増税負担分を給付付き税額控除で賄うと消費税率10%で1兆円の財源が必要と言われているが、この財源は別途手当されねばならない。2014年4月に消費税率を8%に引き上げた時には、給付付き税額控除を利用できないので別途一時金給付を検討するというが、明確な方針が出されていない。

住宅の消費税については、「取引価格が高額なため、駆け込み需要とその反動等の影響が大きい」として税負担増の影響を平準化及び緩和する方針を示しているが、住宅ローン減税で対応するのか、住宅購入時の消費税還付で対応するのか、はつきりしない。

④消費税率の引上げに伴い、免税点制度や簡易課税制度など中小事業者向け優遇策を見直すのはよいとして、インボイスは導入しないとしているが、益税を防ぎ消費税の転嫁を完全に保証するためには、この際導入した方がよい。中小事業者の納税コストにだけ配慮せず、税率を引き上げたままインボイスを導入しなければ益税も増え税の不透明性も高まることに留意し、この際インボイスを導入し、EU型の附加価値税に完全に移行すべきである。

⑤素案によると、消費税率5%引上げ分のうち1.54%を地方自治体に2015年10月1日から配分する。2014年4月1日から15年9月30日までの間は、消費税率3%引上げ分のうち0.92%分を地方自治体に配分する。引上げ税率5%の場合も、3%の場合も地方自治体への配分比率は同じである。さて、消費税率を5%引き上げた場合の地方自治体の配分1.54%はどのように算出されたのか。地方自治体の単独事業を含めた社会保障費42.6兆円から「医療など4分野に該当」「制度として確立」といった条件を満たす33.4兆円を算出し、そのうち地方負担

表2 消費税8%、10%で、年収別の負担増は？

世帯年収	消費税5%のときと比べた負担増	
	税率8%	税率10%
250万円未満	7万1845円	11万7565円
250万円～300万円未満	6万8106円	11万1446円
300万～350万円	8万1917円	13万4046円
350万～400万円	7万2270円	11万8261円
400万～450万円	7万1667円	11万7274円
450万～500万円	7万6932円	12万5889円
500万～550万円	8万1408円	13万3214円
550万～600万円	8万5838円	14万462円
600万～650万円	9万5675円	15万6559円
650万～700万円	10万1891円	16万6730円
700万～750万円	10万2933円	16万8436円
750万～800万円	10万431円	16万4342円
800万～900万円	11万7238円	19万1844円
900万～1000万円	12万7698円	20万8960円
1000万～1250万円	13万8348円	22万6387円
1250万～1500万円	15万9830円	26万1541円
15000万円以上	15万7256円	25万7328円

(注) 一方が働く夫婦と子ども2人の4人世帯の場合。2010年の家計調査をもとに第一生命経済研究所が作成。統計上の消費額に基づく試算のため、年収が低くても負担増額が多い層もある。

(出所)『朝日新聞』2011年12月31日朝刊。

分が10.3兆円なので、税率引上げ分5%を比例配分して出した数値が1.54%である。1.54%のうち、1.20%が地方消費税分で、0.34%が地方交付税分だという。では、地方消費税分1.20%という数値はどこから算出したのであろうか。新聞報道を見ても、「国と地方の協議の場」で決まったと書かれているだけで、これについての説明がどこにもない。

(2)個人所得課税の再分配機能強化と問題点

①高所得層の割合が高まり、所得格差が拡大しているにもかかわらず、所得税率の累進性が低下し、所得再分配機能も低下しており、かつ累次の減税措置により所得税の財源調達機能も低下している状況に鑑みて、消費税率引上げ時に所得税の所得再分配機能と財源調達機能の両方を回復・強化するためには、高所得層に対する最高限界税率を引き上げるのは極めて真っ当な考え方である。

具体的には、課税所得5000万円超の高所得者に2015年1月から45%の最高限界税率が適用される。対象となる納税者の数は約3万人(全体の0.1%)で、超富裕層だけが影響を受ける。これによる税収増は400億円程度である。しかし、こうした超富裕層への最高限界税率40%から45%への引上げだけでは、所得税の財源調達機能と所得再分配機能を本格的に強化することはできない。例えば、当初政府税制調査会で検討したように、最高限界税率45%の適用範囲を1800万円超の課税所得層にまで拡大すれば、抜本改革になるであろう。政府税調は課税所得1800万円超、2500万円超、2700万円超、3000万円超の4案を出し、3000万円超を軸として検討しながら、いずれも採用せず、5000万円超に絞ってしまったのは改革の理念からして極めて拙速かつ問題である。

②金融所得間の課税方式の均衡化と損益通算範囲の拡大を柱とする、金融所得課税の一体化を進めるとの観点から、2013年末まで上場株式の売却益や配当などの金融所得に適用されている10%の軽減税率の特例を、2014年1月から本来の原則20%に戻すことを明記したのは、先述の所得税改革の理念からして当然のことである。

③成年扶養控除、配偶者控除、老年者控除等については、検討課題とはされているが具体的な在り方は示されず、抜本改革の先送りである。

④税率構造とブラケットについては、所得税の財源調達機能と再分配機能の回復・強化の観点から、根本的に見直す必要があり、その際当然に③で述べた各種控除の見直し、課税ベースの拡大も同時に行われなければならない。素案は所得税の抜本改革からは未だほど遠い。

(3) 法人税率5%引下げ以外の法人課税改革具体案未定の政府素案

復興特別法人課税終了後（2015年度以降）、国税と地方税を合せた現在の実効税率（40.69%、東京都）は、5%分下がる。政府素案は、「その後も引き続き、雇用と国内投資拡大の観点から、今般の税率引下げの効果や主要国との競争上の諸条件等を検証しつつ、新成長戦略を踏まえ、法人課税のあり方について検討する」となっていて、法人税率のさらなる引下げも臭わせつつも、それ以上の抜本改革についての言及はない。

(4) 相続税の控除縮小・税率引上げ

相続税は、バブル期に実施された基礎控除引上げがその後も据え置かれ、また最高税率も引き下げられてきた結果、資産再分配効果が低下しており、今日資産格差も拡大している折から、その再分配機能を回復・強化することが求められている。2011年度税制改正法案において、基礎控除の引下げと最高税率の引上げが提案されたが、同法案は成立しなかつたので改めて提案されている。すなわち、相続税の基礎控除額は5000万円から3000万円に、また法定相続人比例控除が1人当たり1000万円から600

万円に縮小される。税率は現行の10、15、20、30、40、50%の6段階から10、15、20、30、40、45、50、55%の8段階に変わる。現行最高税率50%が適用されるのは3億円超の金額であるが、改正後最高税率55%が適用されるのは6億円超の金額である。

(5) 地方税充実の強調と地方税制改革具体案未定の政府素案

地域主権改革の推進及び国と地方を通じた社会保障制度の安定財源の確保の観点から、地方消費税を充実するとともに、地方法人課税のあり方を見直すことなどにより、税源の遍在性が小さく、税収が安定的な地方税体系を構築する、と政府素案はいう。

地方法人特別税及び地方法人特別譲与税は、「税制の抜本的な改革において遍在性の小さい地方税体系の構築が行われるまでの間の措置」であり、一体改革に併せて抜本的に見直すとされている。

IV むすび

以上見てきたように、今回の「社会保障と税の一括改革素案」は、社会保障の機能強化・機能維持のための安定財源確保と財政健全化の同時達成を謳いながら、まずは社会保障制度のグランド・デザインが明確でなく、そのため中長期の費用見積もりが不明瞭であり、それに必要な安定財源の確保が難しく、それ故にまた財政健全化の同時達成も難しいと言わざるをえない。しかも社会保障の機能強化・機能維持のための安定財源確保と財政健全化の手段を消費税収に絞りすぎているために、税制の抜本改革を言いながら、他の主要税の改革は不十分であったり、先送りされたりしていて、中身は消費増税先行「抜本」先送り税制改革でしかない提案に留まっている。加えて、復興費の見積りも甘く、おそらく現在想定している以上の復興増税の必要が出てこよう。政府は言うに及ばず、与党・野党を含めて、これらの問題を解決する政治家の責任と能力が問われている。

（かたぎり　まさとし）